

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(使用者への周知)

第3 受注者は、その使用する者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(安全管理措置)

第4 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(取得の制限)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(再委託の制限)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託をしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾に基づき再委託をする場合には、再委託先に対し、この契約による業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(複写等の禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後、発注者の指定する方法により、直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、法又は個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者が法又は個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(取扱い状況の監査等)

第12 発注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについて、必要な措置が講じられているかを確認するため、受注者に対して報告を求め、又は監査を行うことができる。

2 前項の規定による報告の求め又は監査は、再委託先に対しても行うことができる。